

# 神崎市公共施設等総合管理計画

(改訂版)

令和4年3月

神 崎 市

# 目 次

第1章 公共施設等総合管理計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 対象施設.....	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	4
1. 人口の動向及び将来の見通し.....	4
2. 財政の現状.....	5
(1) 歳入・歳出.....	5
(2) 投資的経費.....	7
(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	9
3. 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	10
(1) 公共施設等の分類.....	10
(2) 公共施設の目標使用年数、改修周期の設定.....	11
(3) 公共施設等の現況.....	12
(4) 過去に行った対策の実績.....	20
(5) 現在の維持管理経費.....	21
(6) 公共施設等の経費の見込み.....	22
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	26
1. 計画期間.....	26
2. 全庁的な推進体制の構築及び情報管理・共有方策のあり方.....	26
(1) 推進体制.....	26
(2) 情報管理・共有方策.....	26
(3) 個別施設計画の改訂等.....	26
3. 現状や課題に関する基本認識.....	26
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	27
(1) 基本指針.....	27
(2) 公共施設等の管理の実施方針.....	28
5. PDCAサイクルの推進方針.....	31
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針.....	32
1. 公共施設.....	32
(1) 行政施設.....	32
(2) 教育施設.....	32

(3) スポーツ・レクリエーション施設.....	33
(4) 保健・福祉施設.....	34
(5) 産業施設.....	35
(6) 公営住宅.....	35
(7) その他施設.....	36
2. インフラ施設.....	37
(1) 道路.....	37
(2) 橋梁.....	37
(3) 上水道施設.....	37
(4) 下水道施設.....	37
参考資料.....	38

# 第1章 公共施設等総合管理計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景と目的

神崎市は、平成18年3月20日に神崎町・千代田町・脊振村の3町村が合併して誕生した。合併前は、それぞれの町村において、住民福祉の向上や地域振興のため、様々な公共施設を建設し、道路や上下水道のインフラ施設を整備してきた。

これらの公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）は、多くが整備後30年以上を経過しており、今後は、維持管理費や改修・修繕・更新に係る多額の経費が必要になることが見込まれる。

その一方で、本市の財政状況は合併による地方交付税の特例措置の終了による歳入の減少や人口減少による地域経済の縮小、更には、高齢者人口の増加による社会保障費の増大等の義務的経費の増加が見込まれ、財政面への影響が懸念される。

このような人口減少などによる社会情勢の変化の中で、本市が保有する公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが求められる。

このため、本市が保有する全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営による財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等を最大限に有効活用することで市民の利便性の向上を目指した「神崎市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を平成28年3月に策定した。

さらに、総合管理計画に基づき、個別施設計画として「神崎市公共施設等個別施設計画」並びに「神崎市学校施設長寿命化計画」を令和2年度に策定した。この個別施設計画に基づき、千代田支所のリニューアル、神崎勤労者体育館の大規模改修等の長寿命化対策を行い、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進してきたところである。

その後、国において、公共施設マネジメントをさらに推進するため、各地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」及び「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」の公文書を発出し、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うよう要請した。

これを受け、本市においても総合管理計画の一部を改訂し、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組むことを目的とする。

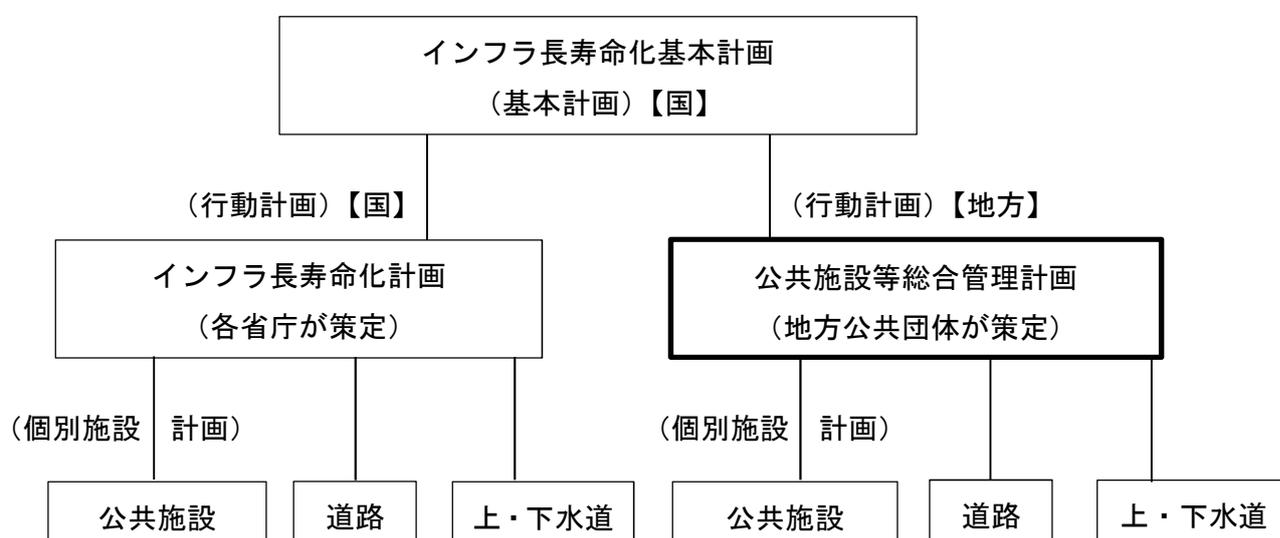
## 2. 計画の位置づけ

国においては、公共施設等の老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が決定された。

これにより、地方公共団体に対しては、公共施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取り組みの方向性を明らかにする「行動計画」の策定が求められており、「総合管理計画」がこれに該当するものである。

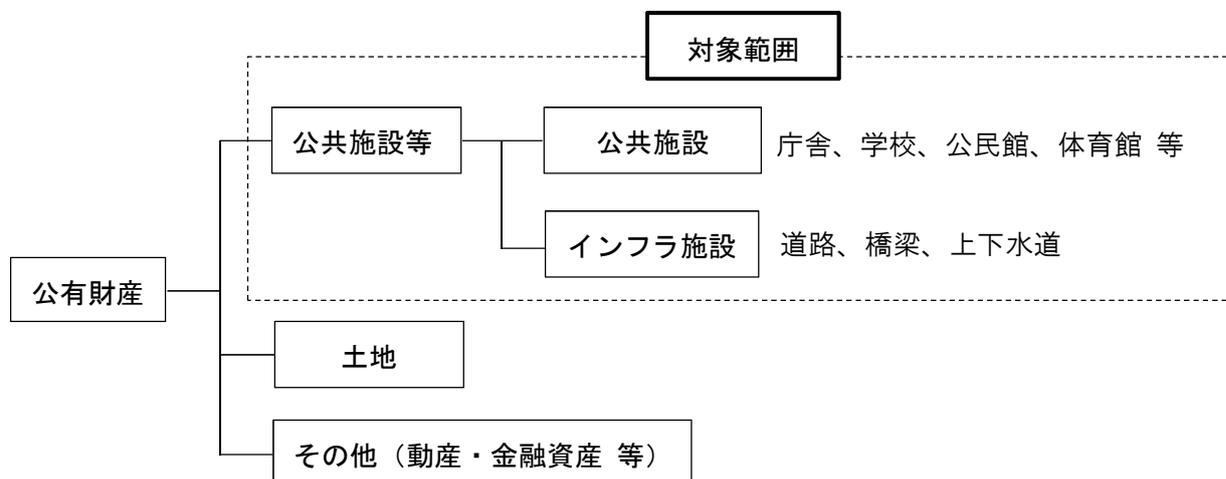
個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」については、本市では、「総合管理計画」を踏まえ、公共建築物の個別施設計画を策定した。

この個別施設計画は、本計画を具体的に実施するための計画とし、必要に応じて順次改訂等を行うこととする。



### 3. 対象施設

本市が保有する財産のうち、すべての公共施設等及び当該施設が立地する土地を対象とする。



#### ■ 対象施設

公共施設（建築物）		164 施設
インフラ施設	道路	約 487km
	橋梁	約 5 km
	上水道（小規模水道）	約 3 km
	下水道	約 97km

（令和 2 年度末現在）

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1. 人口の動向及び将来の見通し

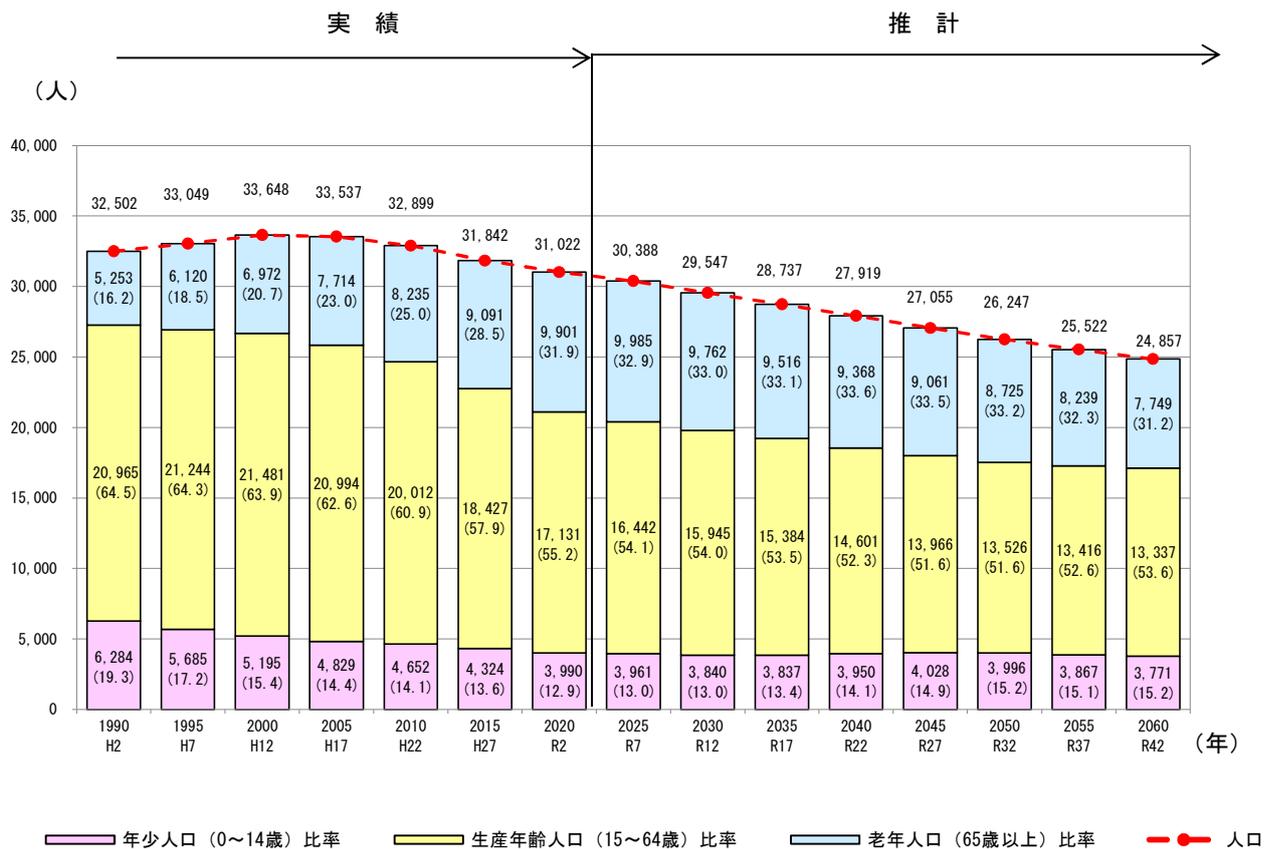
本市の総人口は、2000（平成12）年を境に減少に転じており、神崎市人口ビジョンによると2060（令和42）年には24,857人になると推計されている。

「生産年齢人口」は、一貫して減少傾向が続き、2060（令和42）年には13,337人となり、2020（令和2）年の17,131人と比べ3,794人減少することとなる。

一方で、「老年人口」は、2060（令和42）年には7,749人となり、総人口の割合では31.2%を占める。

そのため、これら人口構成の変化に伴う施設需要の変化に対応した施設の機能やあり方の見直しが必要となる。

#### ■ 神崎市の将来推計人口



資料：平成2年～令和2年は、国勢調査

令和7年～令和42年は、神崎市人口ビジョン（平成27年度）

## 2. 財政の現状

### (1) 歳入・歳出

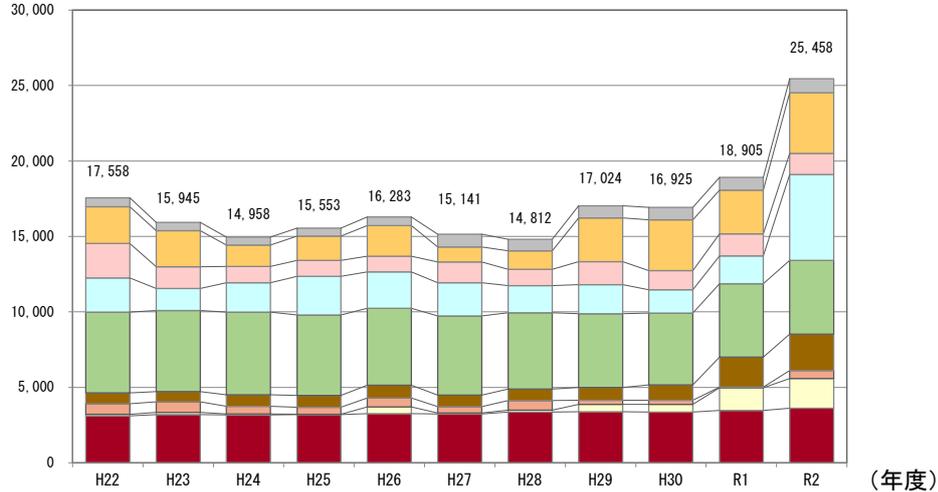
本市の歳入は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などの依存財源の割合が高く、令和元年度決算では歳入総額の62.9%を占め、地方税などの自主財源は37.1%となっている。

歳出は、人件費や公債費が抑えられているものの、扶助費は増加傾向にある。令和元年度決算では、これらの義務的経費の割合が歳出総額の38.1%を占めている。また、道路改良や施設整備等の経費である投資的経費が、17.6%を占めている。

令和2年度の歳入の国庫支出金、歳出の補助費等の増加は、新型コロナ対策関連によるものが主な要因である。

#### ■ 歳入決算額の推移（普通会計）

(百万円)



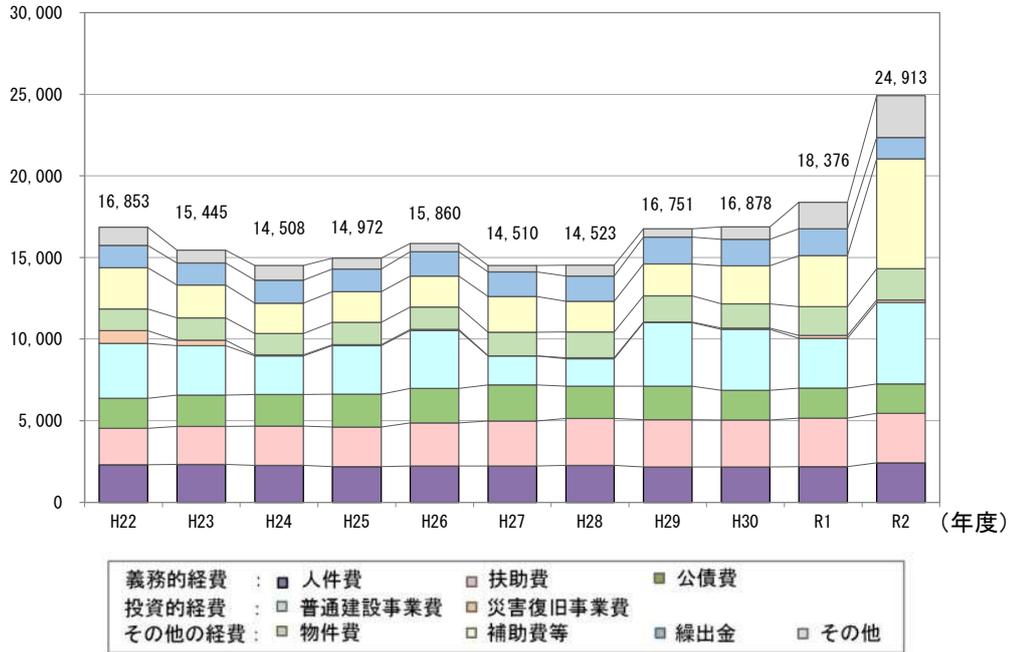
自主財源：■ 地方税 ■ 繰入金 ■ 繰越金 ■ その他自主財源  
 依存財源：■ 地方交付税 ■ 国庫支出金 ■ 県支出金 ■ 地方債 ■ その他依存財源

区 分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
決算額 (百万円)	地方税	3,103	3,188	3,167	3,196	3,256	3,246	3,368	3,383	3,375	3,473	3,603
	繰入金	115	144	68	27	453	56	121	477	504	1,494	1,984
	繰越金	696	705	499	449	581	423	630	289	273	47	529
	その他自主財源	723	685	774	784	852	758	763	849	1,012	1,991	2,412
	自主財源計	4,637	4,722	4,508	4,456	5,142	4,483	4,882	4,998	5,164	7,005	8,528
	地方交付税	5,358	5,369	5,464	5,328	5,095	5,250	5,056	4,892	4,758	4,851	4,891
	国庫支出金	2,251	1,468	1,950	2,570	2,408	2,207	1,790	1,905	1,551	1,868	5,700
	県支出金	2,281	1,433	1,085	1,060	1,039	1,363	1,092	1,536	1,269	1,446	1,390
	地方債	2,443	2,396	1,429	1,610	2,028	1,004	1,230	2,890	3,368	2,901	4,010
	その他依存財源	588	557	522	529	571	833	761	803	815	835	939
依存財源計	12,921	11,223	10,450	11,097	11,141	10,657	9,929	12,026	11,761	11,901	16,930	
歳入合計	17,558	15,945	14,958	15,553	16,283	15,141	14,812	17,024	16,925	18,905	25,458	
構成比 (%)	地方税	17.7	20.0	21.2	20.5	20.0	21.4	22.7	19.9	19.9	18.4	14.2
	繰入金	0.7	0.9	0.5	0.2	2.8	0.4	0.8	2.8	3.0	7.9	7.8
	繰越金	4.0	4.4	3.3	2.9	3.6	2.8	4.3	1.7	1.6	0.2	2.1
	その他自主財源	4.1	4.3	5.1	5.0	5.2	5.0	5.2	5.0	6.0	10.6	9.4
	自主財源計	26.5	29.6	30.1	28.6	31.6	29.6	33.0	29.4	30.5	37.1	33.5
	地方交付税	30.5	33.7	36.5	34.3	31.3	34.7	34.1	28.7	28.1	25.7	19.2
	国庫支出金	12.8	9.2	13.0	16.5	14.8	14.6	12.1	11.2	9.2	9.9	22.4
	県支出金	13.0	9.0	7.3	6.8	6.4	9.0	7.4	9.0	7.5	7.6	5.5
	地方債	13.9	15.0	9.6	10.4	12.5	6.6	8.3	17.0	19.9	15.3	15.8
	その他依存財源	3.3	3.5	3.5	3.4	3.4	5.5	5.1	4.7	4.8	4.4	3.6
依存財源計	73.5	70.4	69.9	71.4	68.4	70.4	67.0	70.6	69.5	62.9	66.5	
歳入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：神崎市財政状況資料集

■ 歳出決算額の推移（普通会計）

(百万円)



区 分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
決算額 (百万円)	人件費	2,311	2,323	2,263	2,188	2,228	2,229	2,262	2,171	2,165	2,180	2,417
	扶助費	2,222	2,338	2,409	2,431	2,638	2,758	2,876	2,901	2,871	2,992	3,047
	公債費	1,832	1,912	1,935	2,008	2,113	2,202	1,980	2,051	1,824	1,826	1,783
	義務的経費計	6,365	6,573	6,607	6,627	6,979	7,189	7,118	7,123	6,860	6,998	7,247
	普通建設事業費	3,368	3,036	2,359	2,978	3,553	1,778	1,670	3,876	3,748	3,039	4,984
	災害復旧事業費	786	321	73	51	62	14	70	57	59	194	171
	投資的経費計	4,154	3,357	2,432	3,029	3,615	1,792	1,740	3,933	3,807	3,233	5,155
	物件費	1,323	1,376	1,310	1,370	1,378	1,440	1,579	1,602	1,499	1,747	1,911
	補助費等	2,536	2,007	1,855	1,878	1,896	2,193	1,885	1,958	2,334	3,144	6,743
	繰出金	1,351	1,360	1,409	1,404	1,483	1,511	1,545	1,628	1,618	1,649	1,296
	その他	1,124	772	895	664	509	385	656	505	761	1,604	2,563
	その他経費計	6,334	5,515	5,469	5,316	5,266	5,529	5,665	5,693	6,212	8,144	12,513
	歳出合計	16,853	15,445	14,508	14,972	15,860	14,510	14,523	16,751	16,878	18,376	24,913
構成比 (%)	人件費	13.7	15.0	15.6	14.6	14.0	15.4	15.6	13.0	12.8	11.9	9.7
	扶助費	13.2	15.1	16.6	16.2	16.6	19.0	19.8	17.3	17.0	16.3	12.2
	公債費	10.9	12.4	13.3	13.4	13.3	15.2	13.6	12.2	10.8	9.9	7.2
	義務的経費計	37.8	42.6	45.5	44.3	44.0	49.5	49.0	42.5	40.6	38.1	29.1
	普通建設事業費	20.0	19.7	16.3	19.9	22.4	12.3	11.5	23.1	22.2	16.5	20.0
	災害復旧事業費	4.7	2.1	0.5	0.3	0.4	0.1	0.5	0.3	0.3	1.1	0.7
	投資的経費計	24.6	21.7	16.8	20.2	22.8	12.4	12.0	23.5	22.6	17.6	20.7
	物件費	7.9	8.9	9.0	9.2	8.7	9.9	10.9	9.6	8.9	9.5	7.7
	補助費等	15.0	13.0	12.8	12.5	12.0	15.1	13.0	11.7	13.8	17.1	27.1
	繰出金	8.0	8.8	9.7	9.4	9.4	10.4	10.6	9.7	9.6	9.0	5.2
	その他	6.7	5.0	6.2	4.4	3.2	2.7	4.5	3.0	4.5	8.7	10.3
	その他経費計	37.6	35.7	37.7	35.5	33.2	38.1	39.0	34.0	36.8	44.3	50.2
	歳出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：神崎市財政状況資料集

## (2) 投資的経費

投資的経費は、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費である。

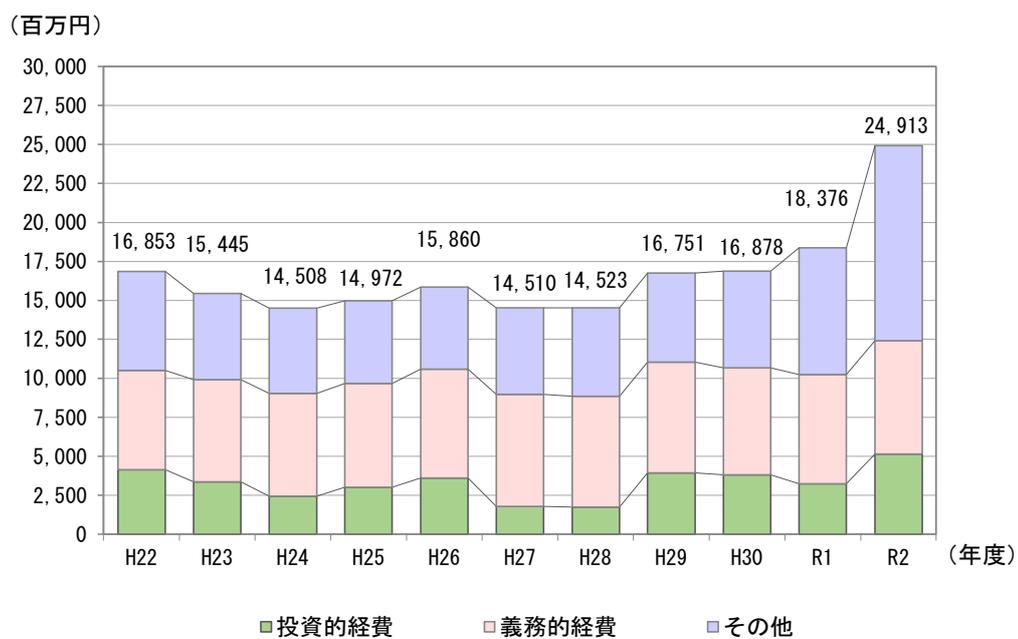
これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費が挙げられる。

本市の投資的経費は、平成 29 年度から増加し、令和 2 年度に 5,155 百万円と最も高くなっている。

これは、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて、新庁舎建設事業、背振町複合施設建設事業、神埼町保健センター等改修事業を実施したことによる。

なお、投資的経費の平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の平均額は、3,574 百万円となっている。

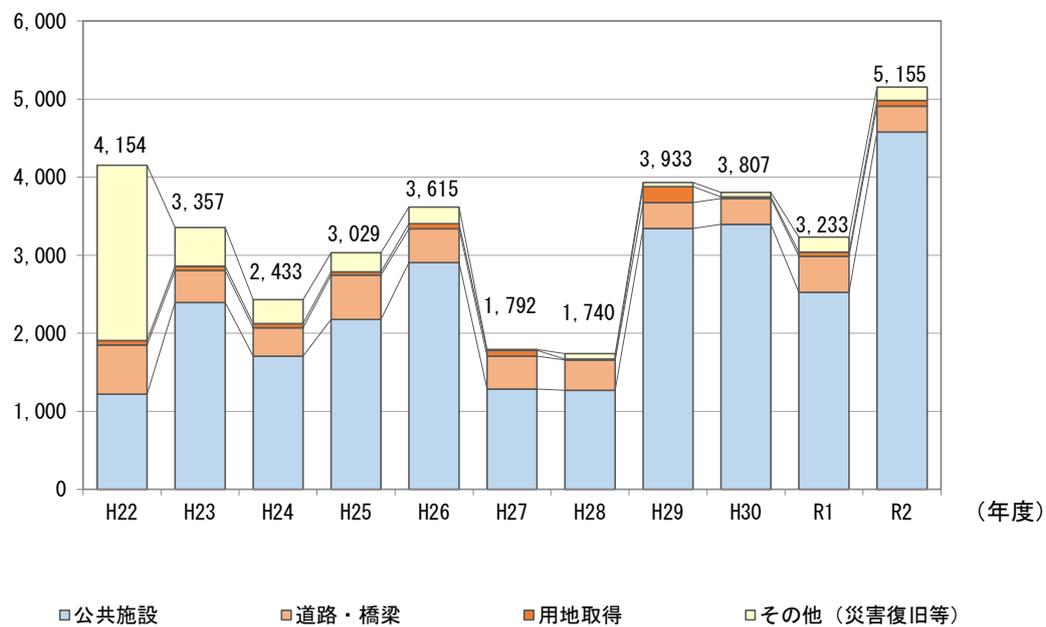
### ■ 義務的経費、投資的経費等の推移



資料：神埼市財政状況資料集

## ■ 投資的経費の内訳

(百万円)



(単位：百万円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	11年間 (H22 ~R2) 平均	5年間 (H28 ~R2) 平均
公共施設	1,218	2,394	1,706	2,176	2,903	1,287	1,272	3,345	3,396	2,526	4,576	2,436	3,023
道路・橋梁	633	410	362	569	434	421	387	329	328	458	332	424	367
用地取得	56	57	57	43	69	70	11	202	24	55	76	65	74
その他(災害復旧等)	2,247	496	308	241	210	14	70	57	59	194	171	370	110
合計	4,154	3,357	2,433	3,029	3,615	1,792	1,740	3,933	3,807	3,233	5,155	3,295	3,574

資料：庁内資料

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率（試算老朽化比率）とは、統一的な基準による財務書類において、地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、以下の算定式により算出を行う。下表「有形固定資産減価償却率の比較」に示すように本市は、類似団体と比較して有形固定資産減価償却率が低く、施設の老朽化の程度は低いといえる。

#### ■ 有形固定資産減価償却率の算出方法

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

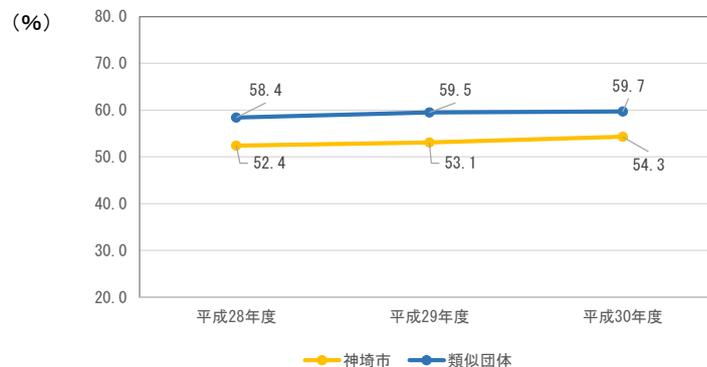
#### ●減価償却率

固定資産の取得費用の全額をその年の費用とせず、耐用年数に応じて各期に配分し、その期に相当する金額を費用に計上する勘定科目のこと。資産の当年度の老朽化の度合いを数値化したものといえる。累計が多いということは、資産が老朽化しているといえる。

#### ●有形固定資産減価償却率

保有している有形固定資産の内、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか把握することが可能となる指標。この割合が高いことは、それだけ資産が老朽化しているといえる。

#### ■ 有形固定資産減価償却率の推移



#### ■ 有形固定資産減価償却率の比較

(単位: 百万円、%)

年度	減価償却累計額	有形固定資産	有形固定資産減価償却率		
			神埼市	類似団体	
				嬉野市	鹿島市
平成30年度	39,643	72,957	54.3	57.7	58.2
平成29年度	38,519	72,509	53.1	57.7	57.5
平成28年度	37,125	70,827	52.4	56.9	56.0

出典: 統一的な基準による財務書類に関する情報 (総務省)

### 3. 公共施設等の現況及び将来の見通し

#### (1) 公共施設等の分類

本計画で対象とする公共施設等については、下表のように分類を行う。

##### ■ 公共施設等の分類

施設類型	施設分類	施設用途	主な施設
公共施設	行政施設	庁舎等	市役所庁舎、支所庁舎
	教育施設	学校教育施設	小学校・中学校、学校給食共同調理場
		社会教育施設	中央公民館、文化会館、ふれあい館、文化財収蔵庫
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	体育館、武道館、プール
		公園施設	公園、農村公園
	保健・福祉施設	保健施設	診療所、保健センター
		福祉施設	保育園、生きがいセンター
	産業施設	地域振興施設	水車の里遊学館、菱の里ちよだ、神埼情報館
	公営住宅	公営住宅	市営住宅
	その他	駅施設	神埼駅自由通路
下水道施設		浄化センター	
消防施設		消防格納庫	
インフラ施設	道路		約 487km
	橋梁		約 5 km
	上水道	小規模水道	約 3 km
	下水道		約 97 km

## (2) 公共施設の目標使用年数、改修周期の設定

日本建築学会では、建築物の望ましい目標耐用年数について下表のように示されており、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の目標耐用年数は、適切に維持管理されることを前提に、普通品質では、50～80年、高品質では、80～120年とされている。

また、木造では、目標耐用年数50～80年とされている。

### ■ 建築物の望ましい目標耐用年数

Y<sub>0</sub> : 建築物の望ましい目標耐用年数

用途	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			コンクリート ブロック・ れんが造	木造
	高品質の 場合	普通品質 の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
			高品質の 場合	普通品質 の場合			
学校 官庁	Y <sub>0</sub> 100 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 100 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 40 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上
住宅 事務所 病院	Y <sub>0</sub> 100 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 100 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 40 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 40 以上
店舗 旅館 ホテル	Y <sub>0</sub> 100 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 100 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 40 以上	Y <sub>0</sub> 60 以上	Y <sub>0</sub> 40 以上
工場	Y <sub>0</sub> 40 以上	Y <sub>0</sub> 25 以上	Y <sub>0</sub> 40 以上	Y <sub>0</sub> 25 以上	Y <sub>0</sub> 25 以上	Y <sub>0</sub> 25 以上	Y <sub>0</sub> 25 以上

等級	目標耐用年数
Y <sub>0</sub> 100	80～120年
Y <sub>0</sub> 60	50～80年
Y <sub>0</sub> 40	30～50年
Y <sub>0</sub> 25	20～30年

※鉄筋コンクリート造における高品質、普通品質の判定は、耐久性の高低を基準とする。  
鉄骨造における高品質、普通品質の判定は、骨格材の肉厚（t 値）を基準とする。

※出典：建築物の耐久計画に関する考え方（一般社団法人 日本建築学会）

以上から、学校官庁の用途に代表される公共施設ではY<sub>0</sub>は、60以上が望ましく、目標とする耐用年数は、最長80年となる。これを参考に、本市の公共施設における目標年数や長寿命化を図るための改修等周期を下表のように設定する。

### ■ 本市の公共施設における目標使用年数及び改修等の周期

構造	目標使用年数	改修等周期
		長寿命化改修
鉄筋コンクリート造 鉄骨造 木造	80年	築40年目

### (3) 公共施設等の現況

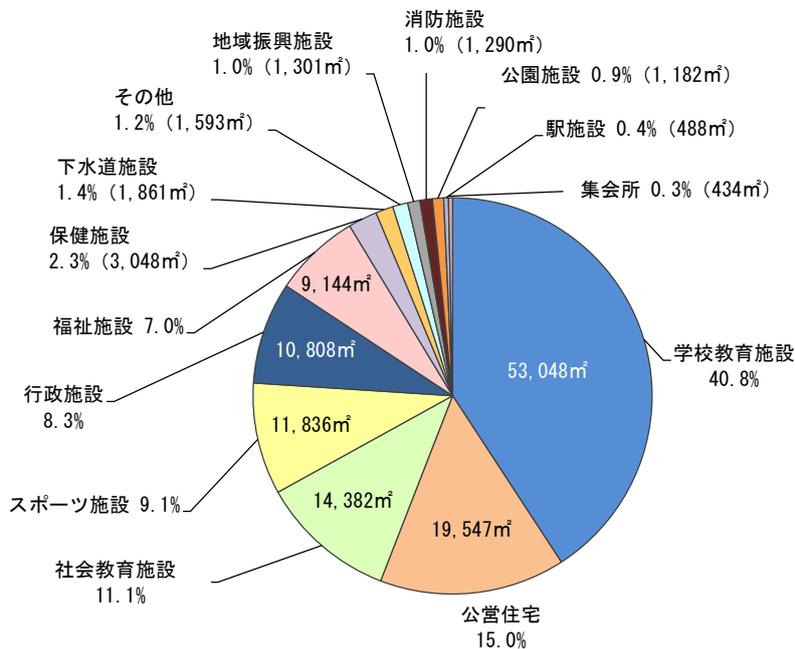
#### 1) 公共施設の現況

##### ① 床面積保有量

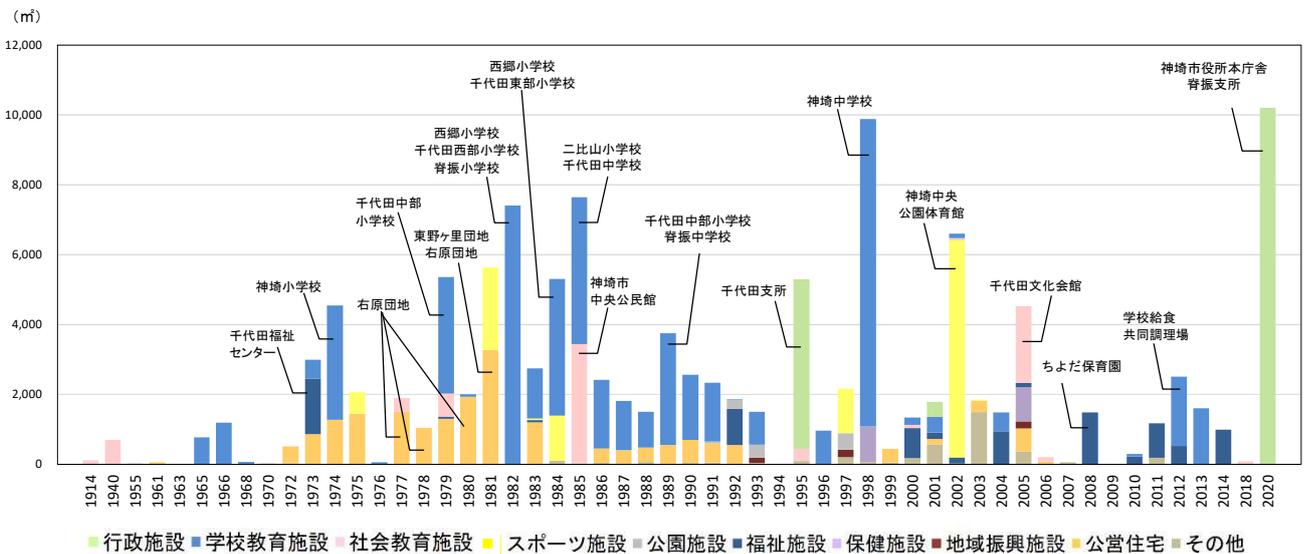
本市が保有する公共施設のうち、公共建築物の総数は小規模な建築物を含めると、2021（令和2）年度末現在で、164 施設、延床面積は 129,962 ㎡となっている。

学校教育施設が最も多く、次いで公営住宅となっており、この2つで全体の 55.8% を占めている。

#### ■ 分類別構成比（延床面積）【R2年度末現在】



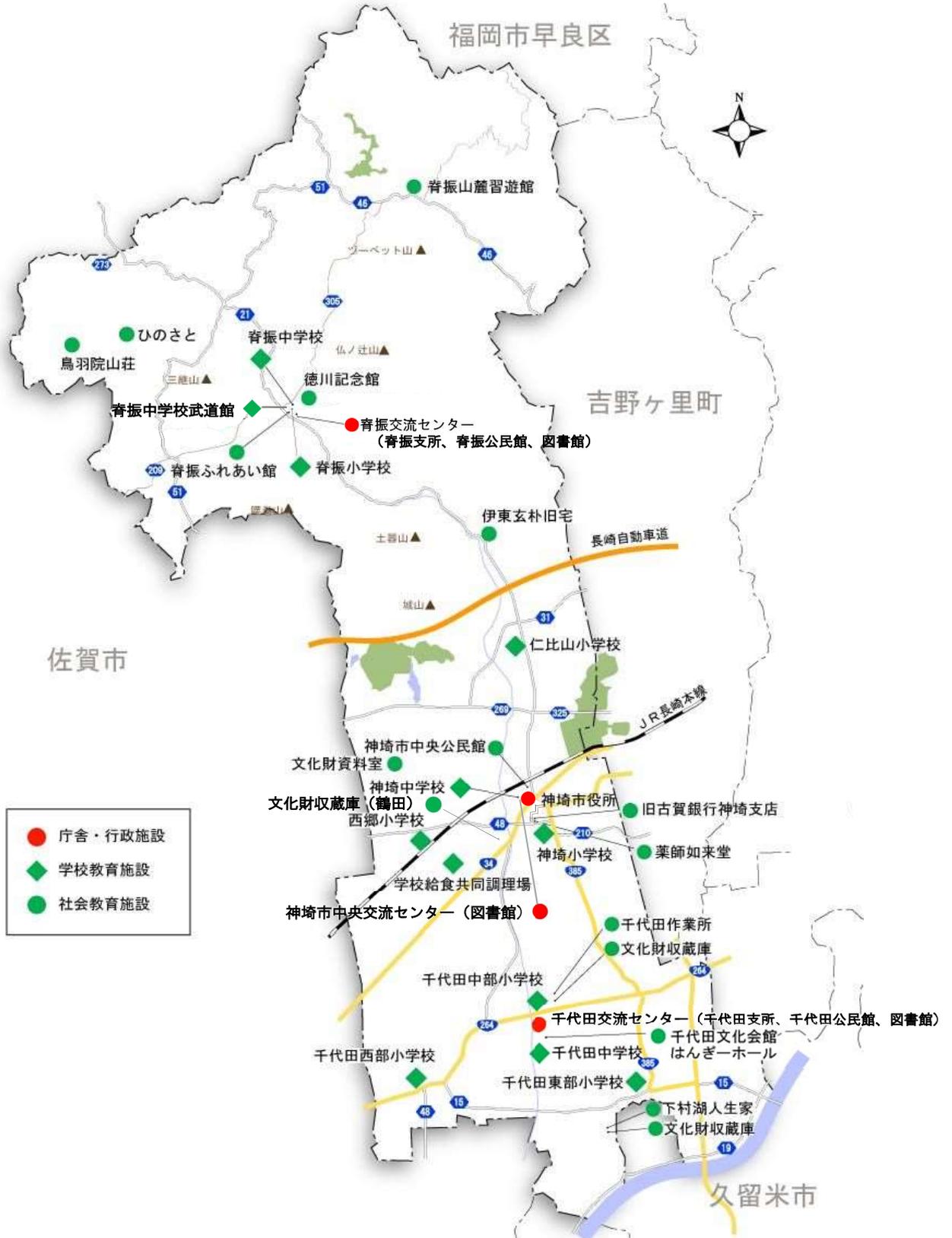
#### ■ 築年度別整備状況



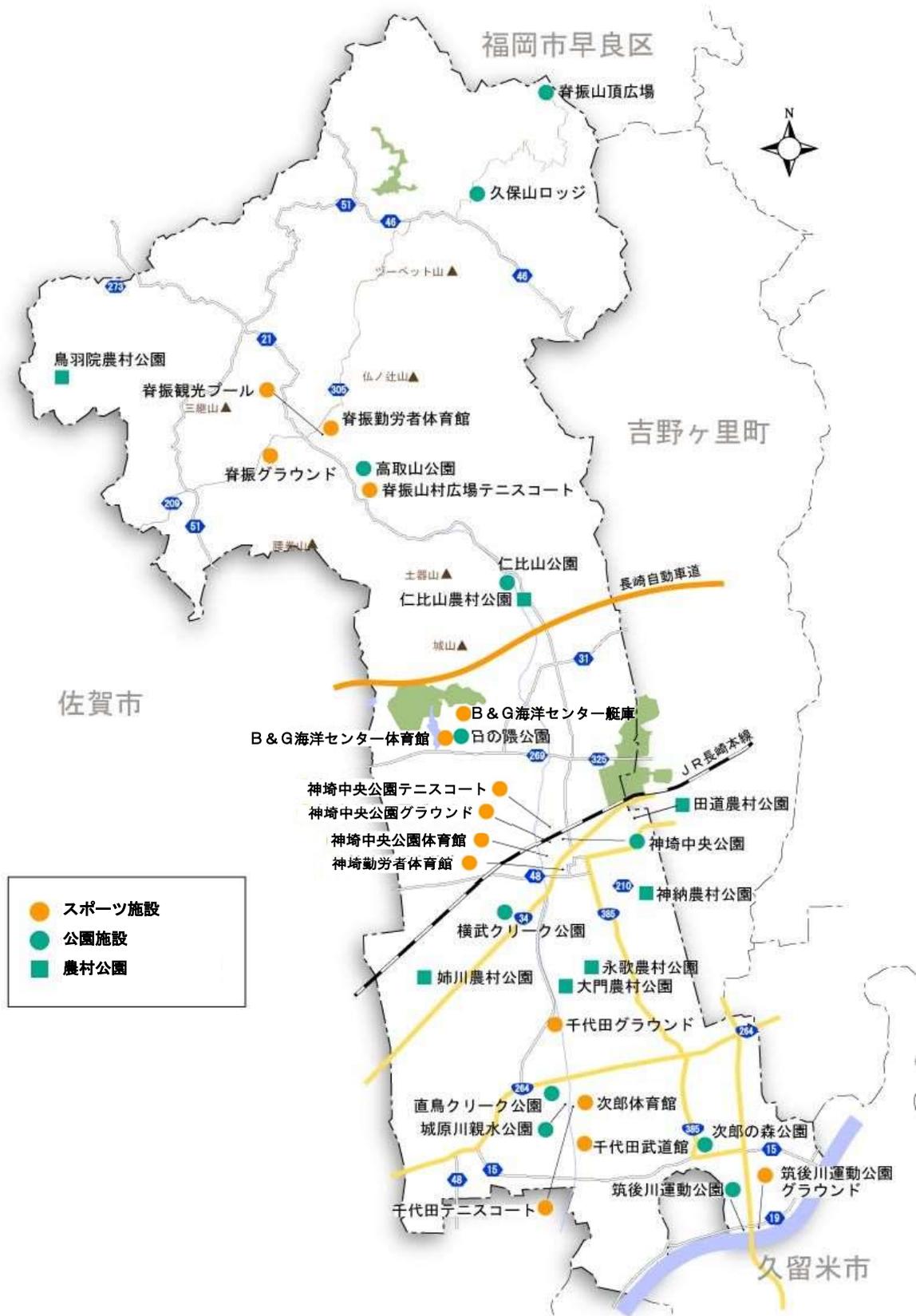
【参考】

■ 主な公共施設位置図

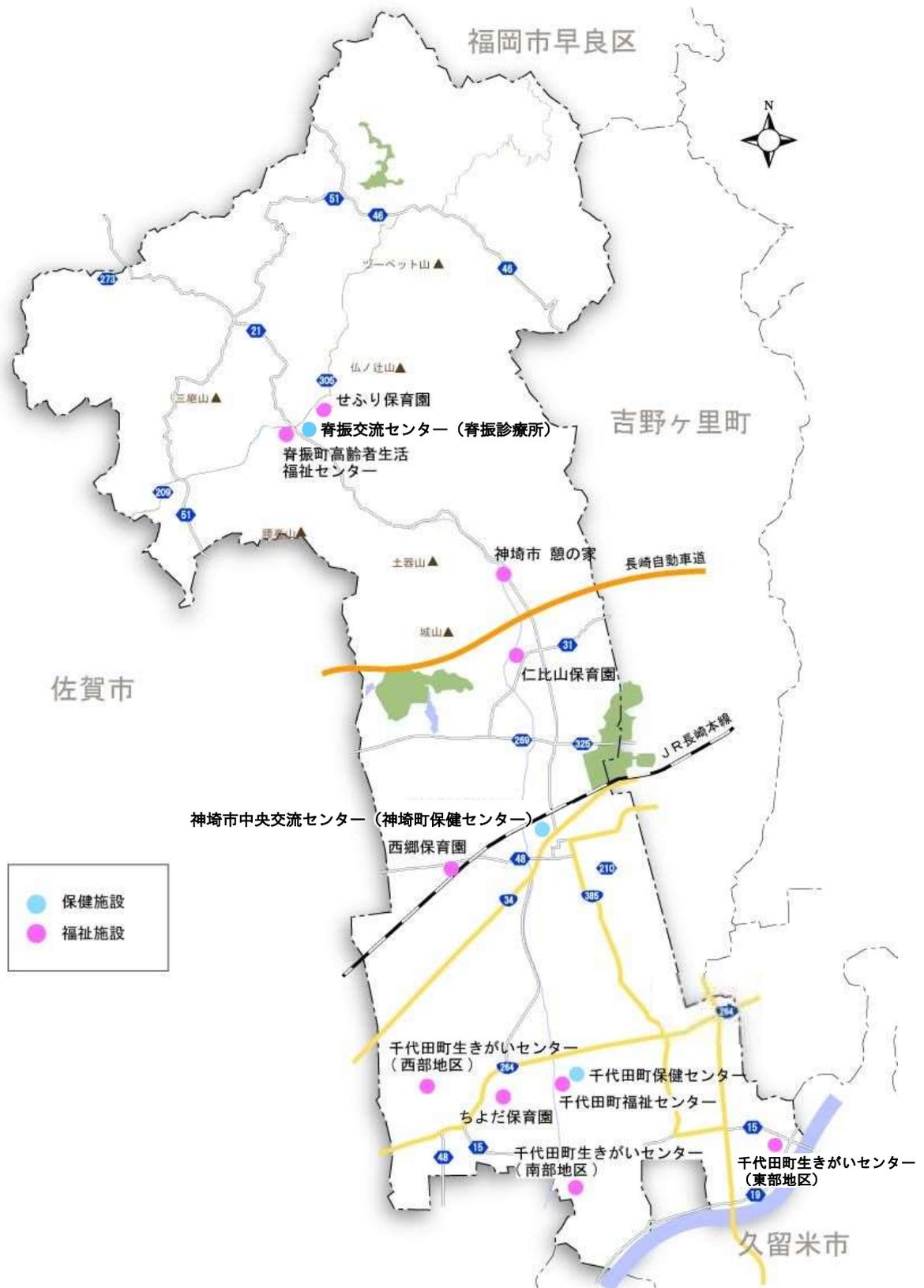
① 行政・教育施設



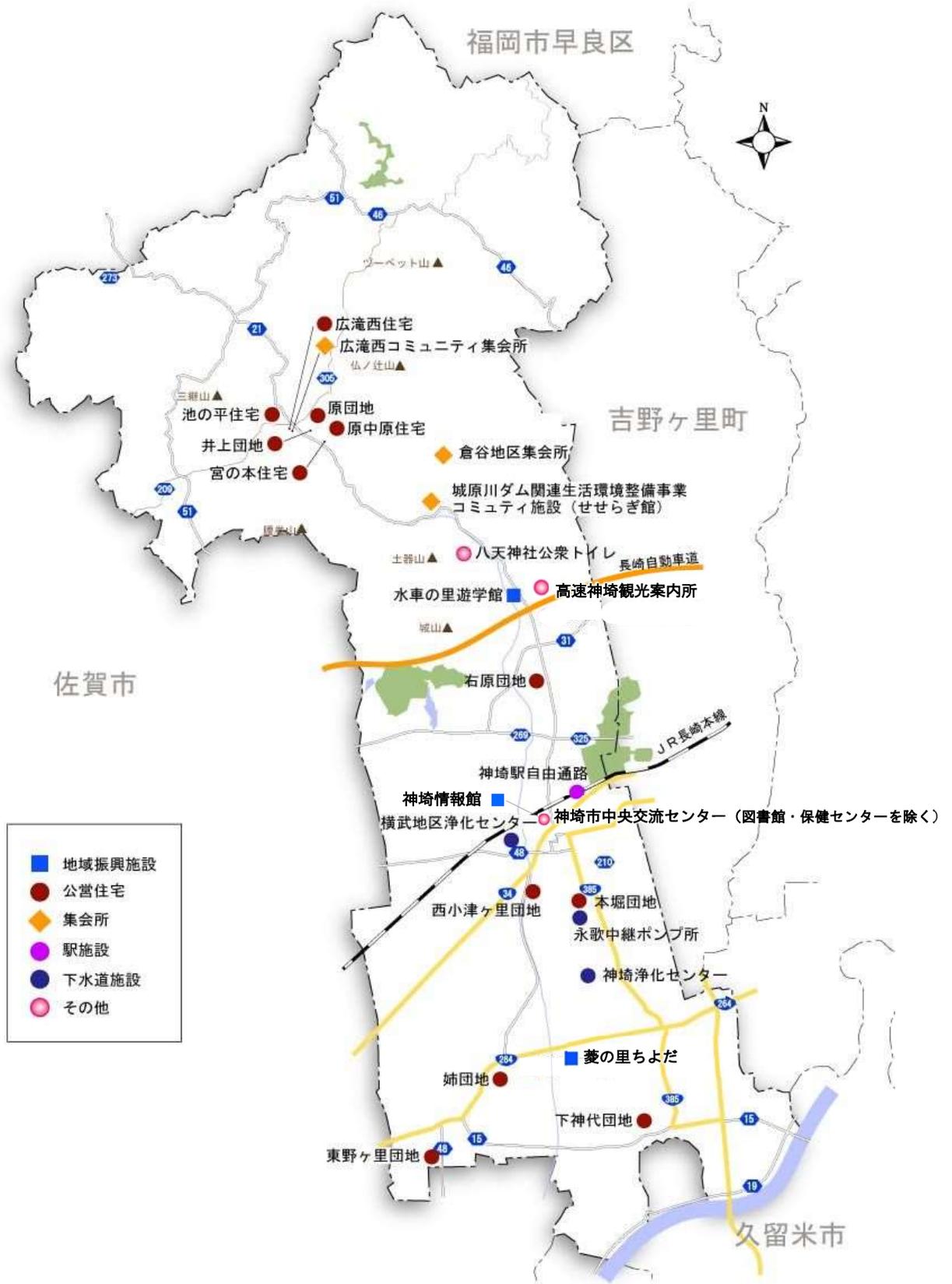
② スポーツ・レクリエーション施設



③ 保健・福祉施設



④ 産業・公営住宅・その他施設



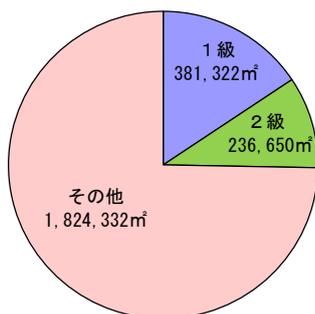
## 2) インフラ施設の現況

### ① 道路

市道の総延長は、2020（令和2）年度末現在で487,059mである。道路種別ごとでは、1級が54,977m、2級が46,043m、その他が386,039mとなっている。

また、道路面積は、全体で2,442,304㎡であり、1級が381,322㎡、2級が236,650㎡、その他が1,824,332㎡となっている。

#### ■ 道路種別面積



出典：庁内資料

### ② 橋梁

本市の管理している橋梁は、2020（令和2）年度末現在で699橋である。橋長別では、15m以上が74橋、15m未満が625橋であり、構造別では、RC橋、PC橋及び鋼橋などの永久橋が677橋、石橋が20橋、木橋が2橋である。

また、橋梁の総延長は5,459mで、永久橋が5,308m、石橋が89m、木橋が63mであり、総面積は28,772㎡で、永久橋が28,197㎡、石橋が324㎡、木橋が251㎡となっている。道路橋梁費（点検・維持補修費）は増加傾向にある。

#### (参考) 橋梁の構造形式と整備後の経過年数

○橋長15m未満

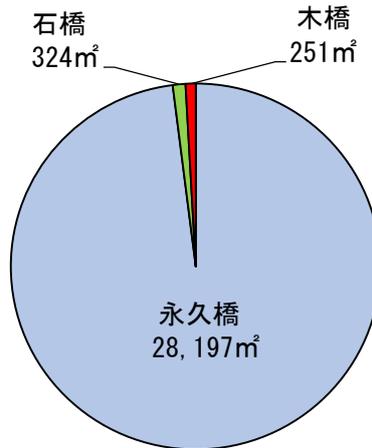
橋長	単位	橋数	永久橋	石橋
15m未満	橋	625	605	20

○橋長15m以上

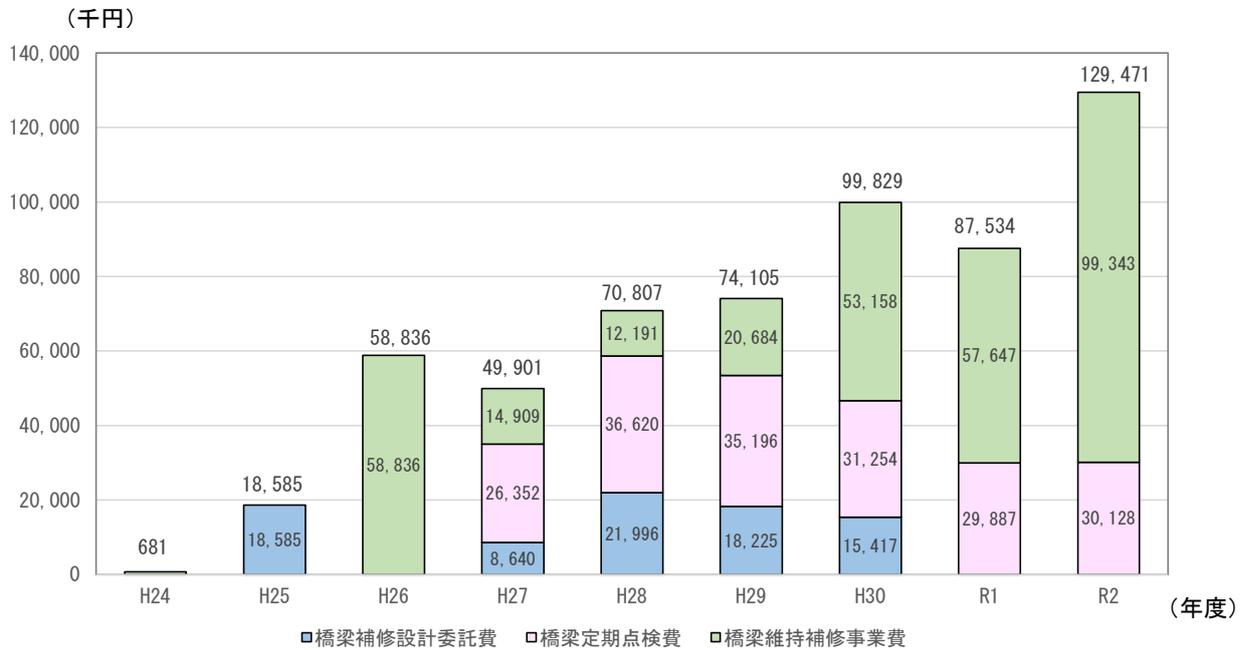
橋長	単位	橋数	構造形式				木橋	整備後の経過年数					
			永久橋					10年未満	20年未満	30年未満	40年未満	50年未満	50年以上
			RC橋	PC橋	鋼橋	BOX							
15m≦橋長≦20m	橋	24	5	13	1	5		1	4	9	5	5	
20m≦橋長≦30m	橋	22	7	14			1	3	4	4	9	2	
30m≦橋長≦40m	橋	5		4	1			1	1	1	1	1	
40m≦橋長≦50m	橋	1		1							1		
50m≦橋長≦60m	橋	9	3	6					3	1	2	3	
60m≦橋長≦70m	橋	11	2	6	2		1	1	1	3	4	2	
70m≦橋長	橋	2		1	1				2				
計		74	17	45	5	5	2	6	15	18	22	13	

出典：庁内資料

■ 橋梁区分別面積



(参考) 道路橋梁費



(参考) 道路橋梁費内訳

(千円)

年度	① 橋梁補修設計委託費	② 橋梁定期点検費	③ 橋梁維持補修事業費	道路橋梁費 (①+②+③)
平成24年度	0	0	681	681
平成25年度	18,585	0	0	18,585
平成26年度	0	0	58,836	58,836
平成27年度	8,640	26,352	14,909	49,901
平成28年度	21,996	36,620	12,191	70,807
平成29年度	18,225	35,196	20,684	74,105
平成30年度	15,417	31,254	53,158	99,829
令和元年度	0	29,887	57,647	87,534
令和2年度	0	30,128	99,343	129,471

出典：庁内資料

### ③ 上水道

本市の水道施設は、神埼町と千代田町では、佐賀東部水道企業団による給水が行われており、山間部の脊振町の一部の地域では、市の施設による地下水を使った飲料水の供給を行っている。

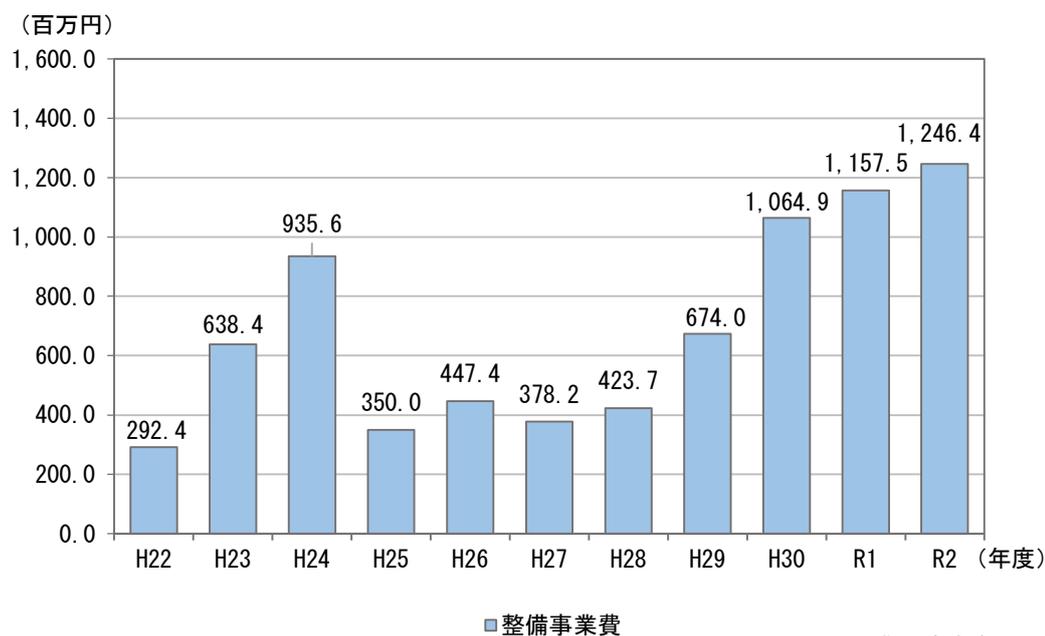
本市が管理している小規模水道の管路の総延長は、2020（令和2）年度末現在で2,890mである。

### ④ 下水道

本市の下水道は、神埼町で公共下水道と農業集落排水を整備していたが、農業集落排水については、令和元年度に公共下水道へ接続、統合を行った。また、神埼町の一部地域と千代田町・脊振町の全域は浄化槽の設置を推進している。

本市の管理している下水道の管渠の総延長は、97,062m である。

（参考）下水道の整備事業費



#### (4) 過去に行った対策の実績

##### 1) 公共施設の保有量の推移

公共施設における延床面積の合計は、2016（平成 28）年度末から 2020（令和 2）年度末まで 7,927 m<sup>2</sup>（6.5%）増加した。施設保有量の推移は、以下のとおりである。

施設類型		平成 28 年度末 時点 (m <sup>2</sup> )	令和 2 年度末 時点 (m <sup>2</sup> )	増減 (m <sup>2</sup> )	増減率 (%)	増減の主な要因
行政施設	庁舎	9,568	10,491	923	9.6	本庁舎、脊振庁舎の建替
	その他行政施設	317	317	0	0	
教育施設	学校教育施設	53,932	53,048	-884	-1.6	倉庫等の除却
	社会教育施設	9,783	14,382	4,599	47.0	千代田公民館・図書館の改修、脊振公民館・図書館の建替
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	11,836	11,836	0	0	
	公園施設	1,296	1,182	-114	-8.8	
保健・福祉施設	保健施設	2,798	3,048	250	8.9	神崎市中央交流センター（神崎町保健センター）移転改修
	福祉施設	8,318	9,144	826	9.9	
産業施設	地域振興施設	553	1,301	748	135.3	神崎情報館新設
公営住宅		19,547	19,547	0	0	
その他施設	集会所	422	434	12	2.8	
	駅施設	488	488	0	0	
	下水道施設	1,861	1,861	0	0	
	消防施設	1,288	1,290	2	0.2	
	その他	28	1,593	1,565	5,589.3	神崎市中央交流センター（図書館・保健センターを除く）移転改修
計		122,035	129,962	7,927	6.5	

##### 2) インフラ施設の保有量の推移

施設類型	平成 28 年度末 時点 (km)	令和 2 年度末 時点 (km)	増減 (km)	増減率 (%)	増減の主な要因
道路	483	487	4	0.8	市道整備
橋梁	5	5	0	0	
上水道	3	3	0	0	
下水道	73	97	24	32.9	公共下水道整備、集落排水統合

## (5) 現在の維持管理経費

### 1) 公共施設の更新等

平成 28 年度以降、公共施設の更新等に要した主な経費は次のとおりである。

#### ■ 公共施設の更新等費用

年 度	決算額 (百万円)	主な事業
平成 28 年度	1,272	脊振庁舎等建設事業 小中学校校舎改修事業（防災機能強化）等
平成 29 年度	3,345	神埼町保健センター等整備事業 小学校体育館改修事業（防災機能強化）等
平成 30 年度	3,396	新庁舎建設事業 脊振町複合施設建設事業 等
令和元年度	2,526	脊振町複合施設建設事業 千代田中学校体育館改修事業 伊東玄朴旧宅保存事業 等
令和 2 年度	4,576	新庁舎建設事業 等

出典：庁内資料

### 2) インフラ施設の更新等

平成 28 年度以降、インフラ施設（道路・橋梁）の更新等に要した主な経費は次のとおりである。

#### ■ インフラ施設の更新等費用

年 度	決算額 (百万円)	主な事業
平成 28 年度	387	道路橋梁新設改良事業（補助・単独）等
平成 29 年度	329	道路橋梁新設改良事業（補助・単独）等
平成 30 年度	328	道路橋梁新設改良事業（社会資本整備総合交付金）等
令和元年度	458	道路橋梁新設改良事業（国庫補助事業）等
令和 2 年度	332	道路橋梁新設改良事業（補助・単独）等

出典：庁内資料

## (6) 公共施設等の経費の見込み

### 1) 前提条件・推計方法

一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」(以下「総務省の更新費用試算ソフト」という。)を活用し、下表の前提条件・推計方法に基づき、今後39年間分(令和4年度から令和42年度)の公共施設等における将来の更新費用を推計する。

区分	前提条件・推計方法
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省の更新費用試算ソフトの条件を変更して推計する。</li> <li>・建物の更新年数は、60年を80年に改め、建替期間を3年間とする。</li> <li>・大規模改修は30年後を40年後に改め、改修期間を2年間とする。</li> <li>・現時点で積み残している大規模改修は、10年間で行う。</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省の更新費用試算ソフトと同じ条件で推計する。</li> <li>・更新年数を15年とし、更新期間を3年間とする。</li> <li>・更新単価を4,700円/㎡とする。</li> </ul>
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省の更新費用試算ソフトと同じ条件で推計する。</li> <li>・更新年数を60年とする。</li> <li>・現時点で積み残している更新処理は、5年間で行う。</li> <li>・更新単価を448千円/㎡とする。</li> </ul> <p>○当面10カ年については、神崎市橋梁長寿命化計画を踏まえる。</p>
上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省の更新費用試算ソフトと同じ条件で推計する。</li> <li>・プラント躯体の更新年数を60年とし、大規模改修は30年とし、60%を実施する。</li> <li>・現時点で積み残している更新処理は、5年間で行う。</li> <li>・上水道管更新は、40年とする。</li> <li>・更新単価は、更新費用試算ソフトと同じ条件で推計する。</li> </ul>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省の更新費用試算ソフトと同じ条件で推計する。</li> <li>・プラント躯体の更新年数を60年とし、大規模改修は30年とし、60%を実施する。</li> <li>・現時点で積み残している更新処理は、5年間で行う。</li> <li>・下水道管更新は、50年とする。更新単価を124千円/mとする。</li> </ul>

## 2) 公共施設等の更新費用の推計結果

前述の前提条件・推計方法により公共施設等の将来の更新費用を推計した結果、令和42年までの39年間で必要な更新費用は、公共施設は280.8億円、インフラ施設は479.7億円で、合計760.5億円となり、年平均19.5億円と試算された。

この内、公共施設については、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度にかけて、及び、2035（令和17）年度から2046（令和28）年度にかけて大規模改修等が必要となり、2054（令和36）年度から2060（令和42）年度にかけて、建替時期のピークを迎える。

公共施設は、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度の5年間の投資的経費の平均3,023百万円を今後も維持できると仮定した場合、将来の更新費用と投資見込額の差は下表のとおりとなり、更新費用（280.8億円）は、建物の長寿命化により投資見込額（1,179.0億円）を下回っている。

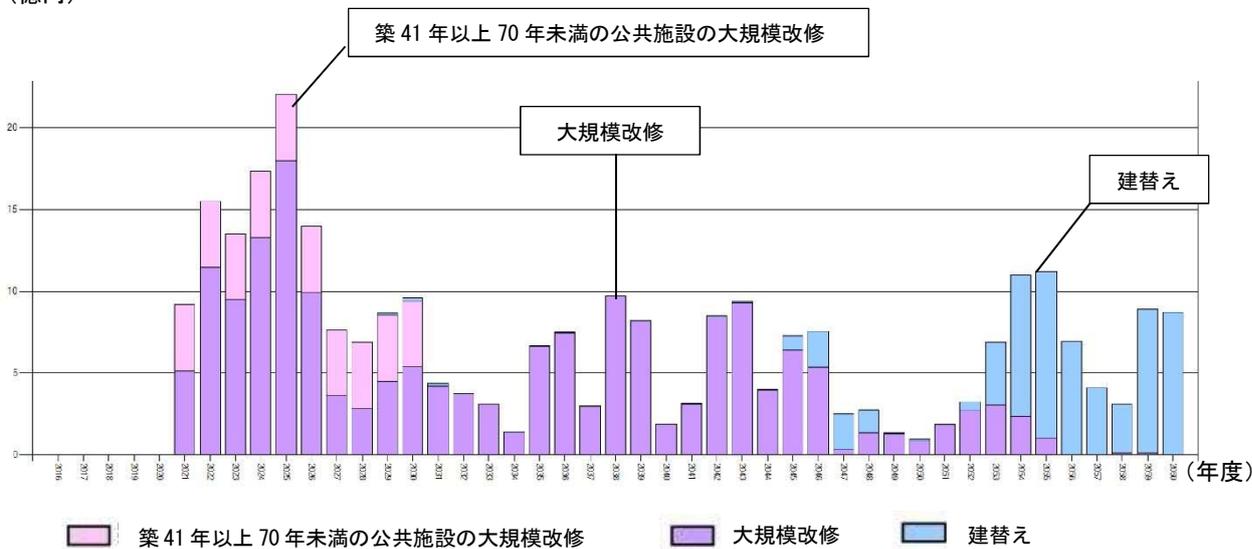
インフラ施設についても同様に、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度の5年間の投資的経費の平均367百万円と仮定した場合、39年間の投資見込額は143.1億円となり、336.6億円の財源不足となる。このため、投資的経費の配分の見直し、長寿命化等の見直し等により財政負担の軽減を図ることが必要である。

### ■ 将来の更新費用と投資見込額の状況（R4～R42までの39年間）

区分	39年間の 更新費用 (a)	39年間の 投資見込額 (b)	39年間の 財源不足額 (c=b-a)	更新費用 削減率 d=c/a
公共施設	280.8億円	1,179.0億円	—	—
インフラ施設	479.7億円	143.1億円	▲336.6億円	70.2%
計	760.5億円	1,322.1億円	—	—

■ 将来の更新費用（公共施設）

(億円)

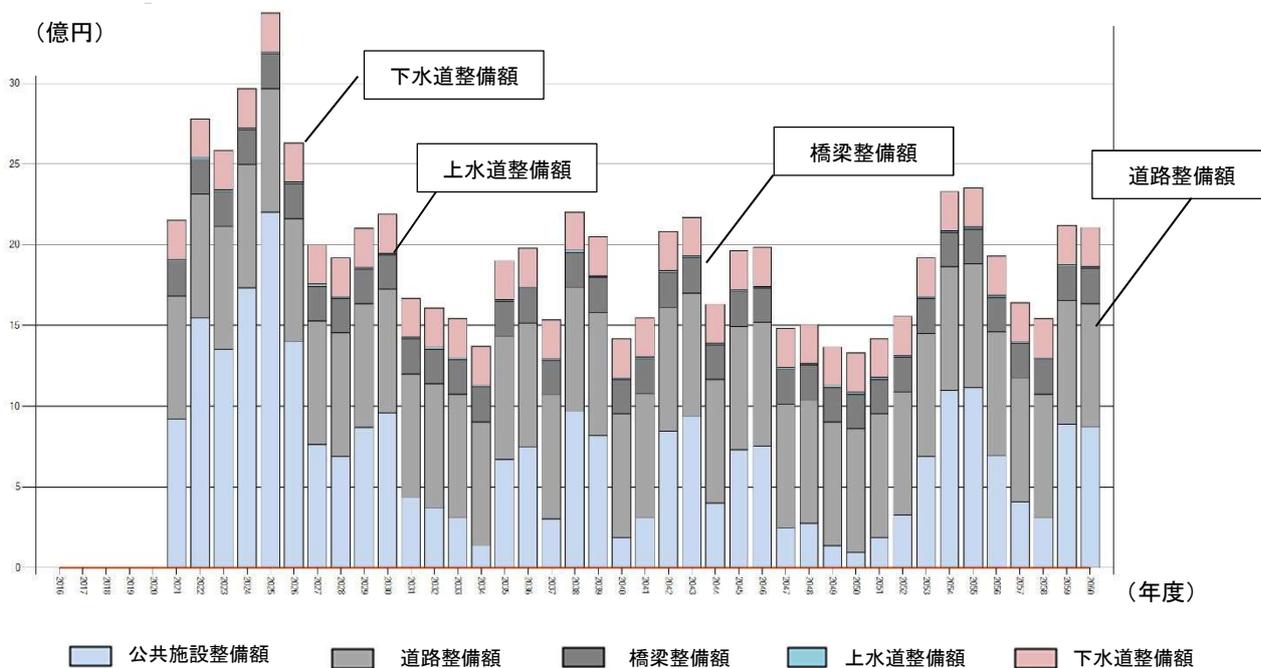


39年間更新費用総額：280.8億円

1年当たり更新費用：7.2億円

■ 将来の更新費用（公共施設及びインフラ施設）

(億円)



39年間整備額：760.5億円

1年当たり整備額：19.5億円

### 3) 公共施設の将来の更新費用の検討

公共施設については、40 年後に長寿命化改修を行い、建替時期を 80 年後とした場合の更新費用は下表のようになり、通常の 30 年後に大規模改修、60 年後の建替と比較すると、今後 39 年間で 26,441 百万円の差となり、年当たり更新費用の低廉化が見込まれる。

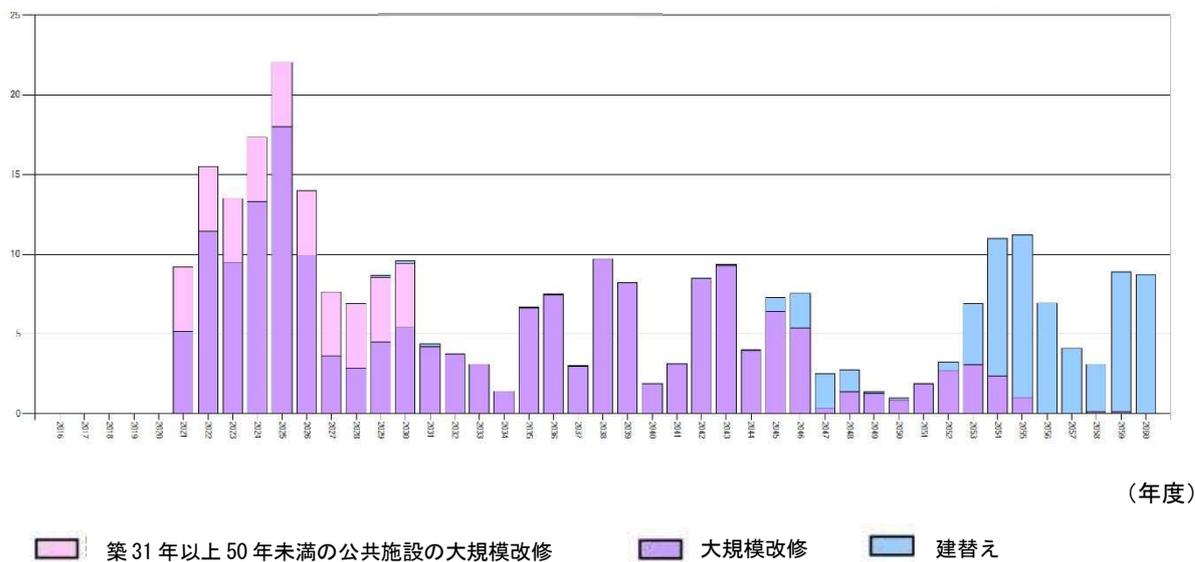
#### ■ 長寿命化改修による更新費用の削減 (R4～R42)

(単位：百万円)

建替時期 (改修時期)	更新費用	内 訳		備 考 (1 年当たりの費用)
		改修費用	建替費用	
60 年後 (30 年後)	54,521	24,205	30,316	1,398
80 年後 (40 年後)	28,080	21,933	6,147	720
差 額	26,441	2,272	24,169	678 【削減効果】

(参考) 将来の更新費用 (建替時期を 60 年とした場合)

(億円)



39 年間更新費用総額：545.2 億円

1 年当たり更新費用：14.0 億円

## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1. 計画期間

計画期間は、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（総務省）によると30年以上とされており、本市の小学校・中学校、公営住宅の多くが建替時期を迎える2060（令和42）年度までの財政的な検討を行うために、計画期間を2060（令和42）年度までとする。

また、10年後の2031（令和13）年には、施設管理の実施状況を把握し、検証に基づいて今後の方針検討を行う計画のローリングを行うものとする。

### 2. 全庁的な推進体制の構築及び情報管理・共有方策のあり方

#### （1）推進体制

本計画の対象は、本市が保有するすべての公共施設等に及ぶため、全庁横断的な体制で総合的かつ計画的な管理を行う。

#### （2）情報管理・共有方策

所管課は、施設管理（点検、修繕等）の情報を提供し、公共サービスの提供に専念できる体制の構築を図る。

また、施設の情報は、一元的に整理されたデータを共有する。

#### （3）個別施設計画の改訂等

個別施設計画は、自然災害や施設の再編等又は、インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準に準拠して、順次必要に応じて改訂等を行うこととする。

### 3. 現状や課題に関する基本認識

公共施設等の現況及び将来の見通しから、本市の公共施設については、次のような課題が整理できる。

#### 1) 人口減少・少子高齢化の進展

人口減少や少子高齢化の進展により、高齢者に関する社会保障費の増加が予想される。人口減少を抑制するため、子育て支援施設に対する需要規模や、市民の子育て支援サービス等へのニーズの変化に対応し、施設の効率性を高めるほか、施設保有量の最適化を推進する必要がある。

## 2) 維持・管理コストの縮減・新たな財源確保

合併に伴う財政措置の終了など、現状において大幅な歳入の増加は見込めない状況である。このような状況の下、将来においては今までのように市が直営により施設を管理運営することは難しくなることが予想される。

このため、安全で快適な施設サービスを利用者へ提供するために、指定管理者制度をはじめとした民間活力の導入の推進や、維持・管理コストの縮減、国等の制度を活用した新たな財源確保が必要である。

## 3) 老朽施設の効果的・効率的な整備の推進

経年劣化等により老朽化が進行している公共施設の更新にあたっては、施設の位置付けや地域における役割を踏まえ、機能の集約化、新たに付加すべき機能などの検討に基づいて効果的・効率的に整備を行うことが必要である。

# 4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

## (1) 基本指針

ファシリティマネジメントの考えに基づき、公共施設等を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化や、資産総量の適正化による維持管理費等の縮減、資産活用による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、市民が必要とする行政サービスの維持向上に努める。

## 1) 施設保有量の適正化

人口特性や今後の財政状況を踏まえ、公共施設については、必要なサービス水準を確保しつつ、本市の実情に見合った適切な施設保有量の検討を行う。

インフラ施設については、市民の暮らしや産業・経済活動、地域社会を支える基盤として、種別ごとの特性や中長期的な需要見込みを踏まえ、保有量の適正化を図る。

### ① 未利用財産の売却等

未利用財産の積極的な売却を進めるとともに、転用や利活用が見込めない廃止施設は解体し、維持管理費の削減を図る。

### ② 適正な施設配置

各地域にフルセットで施設を整備するのではなく、地域性を重視しつつ、適切な連携・補完を行うことにより、市全体として効果的・効率的に機能する施設配置を検討する。

## 2) 市民ニーズに対応した施設の有効活用

人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災対応やバリアフリーの推進、環境に配慮した取り組みなど、時代の要請に対応するため、施設機能の必要

性や今後のあり方について検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した有効活用を図る。

### ① 民間活力の活用

公共施設等の整備、更新、維持管理、運営において、民間委託、指定管理者制度やPFIなどのPPP手法の導入など、民間事業者の技術・ノウハウ、資金、施設等を活用した最も効果的・効率的な手法を検討する。

### ② 市民協働の推進

市民ニーズを反映させた施設運営を実現するため、市民に身近な施設については地域による維持管理や企画・提案など市民参加を推進し、市民との協働による施設のあり方を検討する。

### ③ 施設機能の充実

防災機能の強化やバリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの導入、環境に配慮した取り組みなど時代の要請に対応した施設機能の充実に努める。

## (2) 公共施設等の管理の実施方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

建築物等の安全性を確保するため、学校や保育園など、一定の用途・規模を満たす公共施設については、建築物及び建築設備の劣化状況の定期点検が義務づけられている(建築基準法第12条)。さらに、電気設備や機械設備は各種法令により定期点検が義務づけられている。

これら法定点検以外の建築物等についても、定期的に経年劣化の状況等を点検し、不具合箇所の早期発見による機能・性能の維持に努める。また、必要に応じて専門技術者による診断を実施する。

点検結果は、履歴を記録・蓄積して今後の維持・管理に活用し、本市が所有する公共施設等を市民共通の資産として、公平な視点から適正な管理水準を定めるものとする。

インフラ施設は、インフラ長寿命化計画など、国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施する。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等は、日常の保守によって劣化及び機能低下を防ぎ、市民にとって安全に使用される必要がある。このため、不具合が発生したその都度に対応する「事後保全」ではなく、「予防保全」を実施することが重要である。

このため、「予防保全」を基本とし、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図る。更新については、必要な公共施設に限り行うこととし、更新する際は、他の施設の活用、複合化、PPP/PFIを含め、最も効果的・効率的な手法を検討する。

インフラ施設は、点検・診断結果に基づき、劣化の度合いや優先度に応じた対策を実施するとともに、状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断に活用する。また、維持管理及び修繕を計画的・効率的に行い、維持管理費・修繕費を平準化してトータルコストを縮減するため、全庁横断的な包括管理委託の導入を検討する。

### 3) 安全確保の実施方針

公共施設等における安全確保は、利用者の安全を担保し、万一の事故・事件・災害に遭遇したときの被害を最小限にとどめ、早急に復旧する体制を整えることである。

このため、点検・診断の結果により、公共施設等の劣化等による事故の危険性が高い箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に修繕を実施する。また、倒壊の恐れのある建物や用途が廃止され、今後も利用される見込みのない老朽施設等については、原則として解体・撤去する。

### 4) 耐震化の実施方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 26 年法律第 54 号）に基づき、公共施設の耐震化を実施し、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保に努める。災害時の救援・支援活動や物資輸送活動を支える道路機能の強化を図るため、定期点検等に基づき、橋梁、道路付属施設等の補修・補強を進める。

### 5) 長寿命化の実施方針

#### ① 予防保全による維持管理

公共施設等の維持管理は、これまでは壊れてから直す「事後保全」を中心に対応してきた。しかしながら、劣化が顕著化するまで修繕せず放置していると、損壊等による事故の発生や、緊急に大規模な補修が必要になるなど、多額の損害や財政負担のほか、耐用年数を経過しないうちに使用できなくなる恐れがある。

そのため、将来にわたって利用する公共施設等については、これまでの「事後保全」の維持管理だけでなく、壊れる前に計画的に修繕・改修を行う「予防保全」の考えを取り入れ、長寿命化を推進し、安全性・機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に取り組む。

#### ② 計画的な保全、長寿命化計画

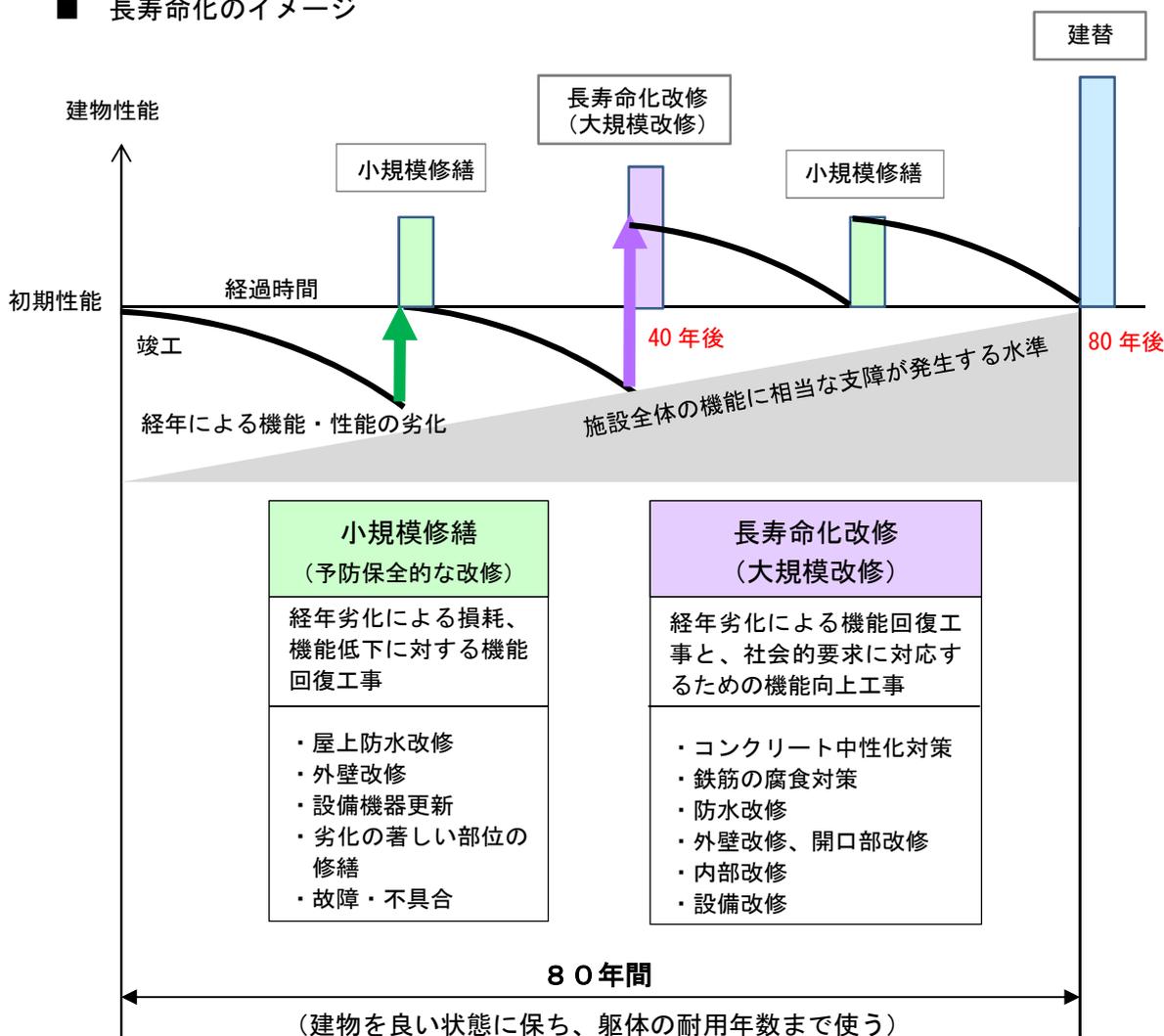
公共施設等における躯体以外の屋上防水や内外装、設備類は、目標使用期間まで、性能を維持できるものではなく、小規模な修理を定期的に行うことにより、性能・機能を保つことができる。

鉄筋コンクリート造の目標使用期間を 80 年までとするため、日常的な修繕に加えて、適切な時期において大規模改修工事を行う必要がある。また、長期的には、社会情勢の変化により、市民からの要求性能レベルの上昇に応じていく必要がある。

本市では、長寿命化のために、40年目に長寿命化改修を行い、建物の建替周期を80年に延伸し、ライフサイクルコストの低減を目指すものとする。

また、インフラ資産については、各分野において策定されている長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの低減を目指すものとする。

### ■ 長寿命化のイメージ



### 6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインは、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいように都市や施設等をデザインする考え方である。

平成 17 年に「ユニバーサルデザイン政策大綱」(国土交通省)が策定され、平成 18 年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、不特定多数の市民が利用する施設を建築する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられている。

今後も市民ニーズを踏まえた上で、公共施設等の改修、建替等を行う際には、誰もが利用しやすい施設となるようにユニバーサルデザイン化を推進することとする。

#### 7) 統合や廃止の推進方針

個別施設ごとに利用度、維持管理費の状況、老朽化の状況などの施設情報を整備し、定量的な視点で評価するとともに、市域内の配置状況、設置の経緯、類似・代替施設の状況等の要素を加えた「施設評価」を行い、統合や廃止等を検討する。

## 5. PDCAサイクルの推進方針

本計画は、公共施設等の適正化等を図るうえで、中長期的な財政見込と連動した実効性の高いマネジメントが求められる。

PDCA サイクルにより、計画の実施状況とそれに伴う効果等の検証、改善案の検討を行い、施設の利用需要や人口動態、社会状況等に合わせ、順次必要な見直しを行うものとする。

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 1. 公共施設

#### (1) 行政施設

##### 1) 庁舎

区分	庁舎	施設数	3施設	延床面積	10,491 m <sup>2</sup>
対象施設	神崎市役所 千代田支所（千代田交流センター） 脊振支所（脊振交流センター）				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の法定点検の対象建築物・建築設備については、法定点検結果を活用し、点検・診断・修繕履歴などのデータに基づき、トータルコストの縮減・平準化及び予防保全による長寿命化に取り組む。</li> <li>・市民へのサービスの水準の質的な維持向上や地域振興の推進に配慮しながら、市全体として効果的・効率的な行政運営を図るため、適切な規模と配置ができるよう取り組む。</li> <li>・行政機能に加え、まちづくりや市民活動の拠点、防災拠点など、地域の核となる施設としての機能充実に努める。</li> </ul>				

##### 2) その他行政系施設

区分	その他行政系施設	施設数	1施設	延床面積	317 m <sup>2</sup>
対象施設	城原倉庫				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な維持管理につとめ、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を推進する。</li> </ul>				

#### (2) 教育施設

##### 1) 学校教育施設

区分	学校教育施設	施設数	12施設	延床面積	53,048 m <sup>2</sup>
対象施設	神埼小学校 西郷小学校 仁比山小学校 千代田東部小学校	千代田中部小学校 千代田西部小学校 脊振小学校 神埼中学校	千代田中学校 脊振中学校 脊振中学校武道館 学校給食共同調理場		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等の法定点検を定期的実施するとともに、点検結果を蓄積し、老朽化対策および維持管理・修繕・更新等を進める。</li> <li>・長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図り安全で快適な教育環境の整備を推進する。</li> <li>・児童・生徒の安全で快適な学習環境の確保を最優先に、教育方法・教育内容等の変化に対応できるよう計画的な改修・整備を行う。</li> <li>・災害時における地域の避難施設としての機能を維持する。</li> <li>・学校給食共同調理場については、食の安全を守ることを前提として、管理・運営等については民間活力の活用を含めて検討する。</li> </ul>				

## 2) 社会教育施設

区分	社会教育施設	施設数	19 施設	延床面積	14,382 m <sup>2</sup>
対象施設	神埼市中央公民館 鳥羽院山荘 下村湖人生家 薬師如来堂 千代田文化会館 文化財資料室 徳川記念館 文化財収蔵庫（鶴田） ひのさと 旧古賀銀行神埼支店 脊振ふれあい館 伊東玄朴旧宅 脊振山麓習遊館 千代田作業所（文化財）		文化財収蔵庫（崎村） 文化財収蔵庫（嘉納） 神埼市中央交流センター（図書館） 千代田交流センター（千代田公民館・図書館） 脊振交流センター（脊振公民館・図書館）		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等の定期的な点検を適切に実施し、施設の劣化状況を把握し、計画的に修繕・更新等を行うことで施設の長寿命化を図る。</li> <li>・文化財関連施設は、地域特性と施設機能の連携・融合、施設間の役割分担等の見直しにより、歴史文化の保存と活用による効果的な施設運営を検討する。</li> <li>・施設の利用実態や老朽化の状況を踏まえ、行政が維持することが困難な施設については、他施設への機能移転や用途廃止等を検討する。</li> </ul>				

## (3) スポーツ・レクリエーション施設

### 1) スポーツ施設

区分	スポーツ施設	施設数	15 施設	延床面積	11,836 m <sup>2</sup>
対象施設	脊振観光プール 次郎体育館 千代田武道館 神埼中央公園体育館 神埼中央公園グラウンド 筑後川運動公園グラウンド	中央公園テニスコート 千代田テニスコート 脊振山村広場テニスコート 千代田グラウンド 脊振グラウンド 神埼勤労者体育館	脊振勤労者体育館 B&G 海洋センター体育館 B&G 海洋センター艇庫		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。</li> <li>・施設の利用状況や効率化、必要性などの観点から、適切な規模と配置ができるよう取り組む。</li> <li>・施設の利用実態や統合の可能性を踏まえ、行政が維持することが困難な施設や目的が重複した施設については、統合や用途廃止等を検討する。</li> <li>・市民ニーズを反映させた施設運営を実現するため、休日の管理のあり方について、市民協働による施設管理について検討する。</li> </ul>				

## 2) 公園施設

区分	公園施設	施設数	18 施設	延床面積	1,182 m <sup>2</sup>
対象施設	直鳥クリーク公園 横武クリーク公園 仁比山公園 日の隈公園 神埼中央公園 次郎の森公園	高取山公園 久保山ロッジ 脊振山頂広場 筑後川運動公園 城原川親水公園 永歌農村公園	大門農村公園 神納農村公園 仁比山農村公園 田道農村公園 姉川農村公園 鳥羽院農村公園		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。</li> <li>・施設の利用実態や市民ニーズを踏まえ、指定管理者制度の導入による民間活力の活用や市民協働による施設管理について検討する。</li> <li>・農村公園の遊具については、定期的な点検による安全確保に努め、遊具等の事故を未然防ぐ取り組みを継続的に行う。また、地区との連携した管理を行い、地域コミュニティの維持向上に努める。</li> </ul>				

## (4) 保健・福祉施設

### 1) 保健施設

区分	保健施設	施設数	3 施設	延床面積	3,048 m <sup>2</sup>
対象施設	脊振交流センター（脊振診療所） 神埼市中央交流センター（神埼町保健センター） 千代田町保健センター				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。</li> </ul>				

## 2) 福祉施設

区分	福祉施設	施設数	15 施設	延床面積	9,144 ㎡
対象施設	仁比山保育園 西郷保育園 ちよだ保育園 せふり保育園 放課後児童クラブ（全体7施設）	脊振町高齢者生活福祉センター 神崎市憩の家	千代田町生きがいセンター（南部） 千代田町福祉センター 千代田町生きがいセンター（西部） 千代田町生きがいセンター（東部）		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。</li> <li>・施設の利用実態や老朽化の状況を踏まえ、行政が維持することが困難な施設については、他施設への機能移転や用途廃止等を検討する。</li> </ul> <p>1施設は千代田東部小学校の教室利用のため面積は含まない。また、1施設は脊振交流センターに面積含む。</p>				

## (5) 産業施設

### 1) 地域振興施設

区分	地域振興施設	施設数	3 施設	延床面積	1,301 ㎡
対象施設	遊学館（水車の里） 菱の里ちよだ 神埼情報館				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・施設の利用実態や市民ニーズを踏まえ、指定管理者制度の導入による民間活力の活用や市民協働による施設管理について検討する。</li> </ul>				

## (6) 公営住宅

区分	公営住宅	施設数	12 施設	延床面積	19,547 ㎡
対象施設	右原団地 西小津ヶ里団地 本堀団地 下神代団地	姉団地 東野ヶ里団地 井上団地 原団地	池の平住宅 原中原住宅 宮の本住宅 広滝西住宅		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神崎市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な修繕及び建替等を推進する。</li> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・指定管理者制度等の導入による民間活力の活用した長期的な施設管理について検討する。</li> </ul>				

## (7) その他施設

### 1) 集会所

区分	集会所	施設数	3施設	延床面積	434㎡
対象施設	せせらぎ館 倉谷地区集会所 広滝西コミュニティ集会所				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・施設の利用実態や老朽化の状況を踏まえ、行政が維持することが困難な施設については、他施設への機能移転や用途廃止等を検討する。</li> </ul>				

### 2) 駅施設

区分	駅施設	施設数	1施設	延床面積	488㎡
対象施設	神埼駅自由通路				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・駅利用者の利便性及び安全確保のため、適切な維持管理を行い、市の玄関口として産業と観光の振興に努める。</li> </ul>				

### 3) 下水道施設

区分	下水道施設	施設数	3施設	延床面積	1,861㎡
対象施設	神埼浄化センター 永歌地区中継ポンプ場 横武地区浄化センター				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策および修繕・更新等を進める。</li> <li>・快適な生活環境の整備、河川や水路の公共水域保全のため、下水道等施設の効率的な管理運営を図る。</li> </ul>				

### 4) 消防施設

区分	消防施設	施設数	消防格納庫 53施設	延床面積	1,290㎡
対象施設	消防施設				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の減少による消防団組織の再編成に伴い、各消防格納庫施設の統廃合を視野に入れた検討を行う。</li> <li>・消防格納庫の設置については、消防法に基づき、老朽化による建替・改築等を実施する。</li> </ul>				

## 5) その他

区分	その他	施設数	3施設	延床面積	1,593㎡
対象施設	神崎市中央交流センター（図書館・保健センターを除く） 高速神埼観光案内所 八天神社公衆トイレ				
基本方針	・利用者の利便性の向上に努めつつ、効率的・効果的な施設運営を図る。				

## 2. インフラ施設

### (1) 道路

区分	道路	施設数	-	道路延長	約487km
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落石や法面崩壊など、道路交通に支障を及ぼす恐れがある箇所を定期的に調査し、危険と判断された場合は、計画的な維持補修を行うなど、災害の未然防止と道路の安全確保に努める。</li> <li>・道路整備による効果が大きい箇所の優先を基本とし、財政状況等を踏まえ整備を検討する。</li> </ul>				

### (2) 橋梁

区分	橋梁	施設数	-	延長	約5km
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神崎市橋梁長寿命化修繕計画に沿って、計画的かつ予防的な修繕対策を行うことで、橋梁の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、最適な維持管理を行う。</li> </ul>				

### (3) 上水道施設

区分	上水道（小規模水道）	施設数	-	管路延長	約3km
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な施設の点検・修繕を行うなどの適切な管理により、水道水の安定供給を図る。</li> <li>・安全な水道水を市内全域に安定的に供給するため、佐賀東部水道企業団と連携して水資源の確保と濁水対策に努める。</li> </ul>				

### (4) 下水道施設

区分	下水道	施設数	-	管路延長	約97km
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な点検により、施設の破損状況や劣化状況を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。</li> </ul>				

# 参考資料

## ■ 公共施設の面積

(2の1)

施設類型	施設分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)	延床面積計 (㎡)		
行政施設	庁舎	神崎市役所 本庁舎	2020	8,061	10,808		
		千代田支所(千代田交流センター)	1995	2,086			
		脊振支所(脊振交流センター)	2020	344			
	その他行政系施設	城原倉庫	1995	317			
教育施設	学校教育施設	神崎小学校	1974	6,283	53,048		
		西郷小学校	1982	4,190			
		仁比山小学校	1973	4,340			
		千代田東部小学校	1965	4,676			
		千代田中部小学校	1979	4,583			
		千代田西部小学校	1982	4,285			
		脊振小学校	1982	3,007			
		神崎中学校	1998	9,322			
		千代田中学校	1985	6,862			
		脊振中学校	1989	2,776			
		脊振中学校武道館	2013	790			
		学校給食共同調理場	2012	1,934			
		社会教育施設	神崎市中央公民館	1985		3,418	14,382
			下村湖人生家	—		334	
	千代田文化会館		2005	2,203			
	徳川記念館 ※1		2000	93			
	ひのさと ※2		2002	60			
	脊振ふれあい館		1995	235			
	脊振山麓習遊館		1952	393			
	鳥羽院山荘		1954	312			
	薬師如来堂		1972	15			
	文化財資料室		1977	393			
	文化財収蔵庫(鶴田)		2018、2019	268			
	旧古賀銀行神崎支店		1914	117			
	伊東玄朴旧宅		—	91			
	千代田作業所(文化財)		1979	657			
	文化財収蔵庫(崎村)		—	148			
	文化財収蔵庫(嘉納)		1995	172			
	神崎市中央交流センター(図書館)		1984	1,350			
	千代田交流センター(千代田公民館・図書館)		1995	2,453			
	脊振交流センター(脊振公民館・図書館)		2020	1,670			
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	脊振観光プール	1975	611	11,836	
			次郎体育館	1984	1,292		
千代田武道館			2002	732			
神崎中央公園体育館			2002	5,486			
神崎中央公園グラウンド			—	—			
筑後川運動公園グラウンド			—	—			
中央公園テニスコート			2003	30			
千代田テニスコート			—	—			
脊振山村広場テニスコート			—	—			
千代田グラウンド			1997	9			
脊振グラウンド			1983	48			
神崎勤労者体育館			1981	977			
脊振勤労者体育館			1997	1,263			
B&G海洋センター(体育館・艇庫)			1981	1,388			
公園施設		横武クリーク公園	1992	257	1,182		
		直鳥クリーク公園	—	—			
		仁比山公園	1993	201			
		日の隈公園	1997	85			
		神崎中央公園	—	—			
		次郎の森公園	1993	114			
		高取山公園	1993	462			
		久保山ロッジ	1987	54			
		脊振山頂広場	1995	9			
	筑後川運動公園	—	—				
	城原川親水公園	—	—				
	永歌農村公園	—	—				
	大門農村公園	—	—				
	神納農村公園	—	—				
	仁比山農村公園	—	—				
	田道農村公園	—	—				
	姉川農村公園	—	—				
	鳥羽院農村公園	—	—				

※1、※2：自治会運営の施設

保健・福祉施設	保健施設	脊振交流センター（脊振診療所）	2021	697	3,048
		神崎市中央交流センター（神崎町保健センター）	1984	1,377	
		千代田町保健センター	2005	974	
	福祉施設	仁比山保育園	2004	929	9,144
		西郷保育園	2011	979	
		ちよだ保育園	2008	1,483	
		せふり保育園	2000	766	
		脊振町高齢者生活福祉センター	1992	1,145	
		神崎市憩の家	2014	994	
		千代田町生きがいセンター（西部地区）	2002	169	
		千代田町生きがいセンター（東部地区）	2001	182	
		千代田町生きがいセンター（南部地区）	2000	92	
		千代田町福祉センター	1973	1,580	
放課後児童クラブ	2012	825			
産業施設	地域振興施設	遊学館（水車の里）	1997	352	1,301
		菱の里ちよだ	2005	201	
		神崎情報館	1983	748	
公営住宅	公営住宅	市営住宅右原団地	1977	4,891	19,547
		市営住宅西小津ヶ里団地	1986	3,489	
		市営住宅本堀団地	1972	2,092	
		市営住宅下神代団地	1961	60	
		市営住宅姉団地	1973	2,279	
		市営住宅東野ヶ里団地	1981	3,921	
		市営住宅井上団地	1979	1,180	
		市営住宅原団地	1999	398	
		市営住宅池の平住宅	2001	162	
		市営住宅原中原住宅	2003	325	
		市営住宅宮の本住宅	2005	667	
		市営住宅広滝西住宅	2006	83	
		その他	集会所	城原川ダム関連生活環境整備事業コミュニティ施設（せせらぎ館）	
倉谷地区集会所	2000			160	
広滝西コミュニティ集会所	2005			127	
駅施設	神崎駅自由通路		2001	488	488
下水道施設	神崎浄化センター		2003	953	1,861
	永歌中継ポンプ場		2003	745	
	横武地区浄化センター		1997	163	
消防格納庫	53か所		1963～2013	1,290	1,290
その他	神崎市中央交流センター（図書館・保健センターを除く）		1984	1,565	1,593
	高速神崎観光案内所		1995	23	
	八天神社公衆トイレ	1985	5		
計					129,962